

【まん延防止等重点措置区域用】

◎市川市、浦安市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市、野田市、松戸市、流山市、我孫子市及び千葉市：5月12日～5月31日分

日額算定シート<売上高方式(月別)>

注：大企業の方は
選択できません

以下のフロー図をもとに、支給日額（1日当たり支給額）を計算してください。
（※算定方法に応じ、以下の枠内を記入してください。）

申請する店舗について、令和元年(平成31年)又は令和2年(※いずれかを選択)の、5月の飲食部門の売上高の合計は、税抜で310万円(1日当たり10万円)を超えますか。
✓ 確定申告書類や売上台帳等で5月の売上高を御確認ください

- はい
→ 計算に用いる年に
チェックを
入れてください
 令和元年
 令和2年

いいえ

※記載例では、便宜的に「はい」「いいえ」の両方にチェックを入れています。

申請店舗の1日当たり支給額

40,000 円

→申請書の【申請額】欄の
「1日当たり支給額」に記入

支給額の計算が必要です。以下を記入してください。

令和元年又は令和2年5月の売上高

① 4,200,000 円

÷ 31 日 × 0.4 =

1日当たり支給額
(千円未満切上げ前)

② 54,194 円

①が310万円以下の場合、
1日当たり支給額は4万円
のため、「いいえ」に戻る

(注)

- ・②から千円未満を切上げてください。
- ・上限は10万円ですので、計算の結果、10万円以上になる場合も「100,000円」と記載してください。

申請店舗の1日当たり支給額

55,000 円

【最大10万円】

↓
申請書の【申請額】欄の
「1日当たり支給額」に記入

(注) 令和元年(平成31年)又は令和2年いずれかの5月と令和3年の5月を比較して、売上高減少額が775万円(1日当たり25万円)を超えている場合は、「売上高減少方式」による計算も選択可能です。